## 無料で利用できます! 法定相続情報証明制度

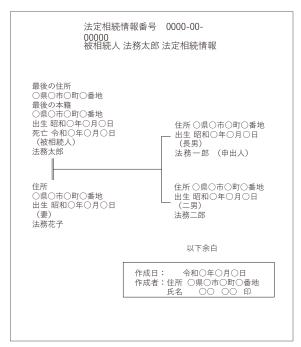


相続人が法務局に、以下の必要書類(※ 1 )を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図(法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの)に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中(5年間)は、**再交付を受けることができます**。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなる までの戸除籍謄本 (戸除籍記録事項証明書)	被相続人の本籍地 の市区町村 (※2)
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の 住所地の市区町村
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	被相続人の本籍地 の市区町村 (※2)
申出人の	氏名・住所を 確認 することができる 公的書類	-
	法定相続情報 一覧図(右図)	-

法定相続情報一覧図(記載例)



- ※1 別途必要書類がある場合が あります。
- ※2 コンビニエンスストアまたは 最寄りの市区町村で取得できる ケースもあります。

ご相談は、お近くの司法書士にご連絡ください。